

## 作業療法に関連する疑義解釈のまとめ

### 疑義解釈資料の送付その4（平成30年5月25日付）

#### 医科診療報酬点数表関係（別添1）

##### 【データ提出加算】

（問6）平成30年3月31日において現に回復期リハビリテーション病棟入院料を届け出していた医療機関が、4月以降に異なる区分の回復期リハビリテーション病棟入院料（データ提出加算の届出が施設基準とされているものに限る）の届け出を行う場合、データ提出加算の届出については、経過措置が適用されるという理解でよいか。

（答）そのとおり。なお療養病棟入院基本料についても同様の扱いとする。